

門真市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

就職困難者等を対象に地域就労支援事業を実施しているほか、北河内7市・大阪府・ハローワーク等と連携し「就職応援フェア」「しごとフェスタ」を開催するなど、就職困難者に対し就労を支援していますが、今後も関係機関と連携を密にし取り組んでいきたいと考えています。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

今後も雇用創出につながる施策を関係機関と連携し取り組んでいきたいと考えています。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

雇用確保はもちろんのこと雇用形態についても関係機関に積極的に働きかけ、雇用の質の向上に取り組んでいきたいと考えています。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

地域就労支援センターや市の窓口・施設にチラシ等を配布し情報提供を行っていますが、今後は、若年者や保護者を対象とした催しでもチラシ等を配布するよう努めていきたいと考えています。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

国・府・市内関連部署とも連携を密にし、雇用・労働行政の強化に努めていきたいと考えています。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

中小企業にとっては人材の確保・育成は課題であり、今後も関係機関と連携を密にして対応していきたいと考えています。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

アジア諸国は有望な市場であり、今後も関係機関と連携を密にし、中小企業の育成振興に努めていきたいと考えています。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

今後とも、法令遵守や情報開示など行政責任の遂行に努めていきます。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

昨年9月に「門真市財政健全化計画（案）」を策定し、そのなかで歳入予算に合わせて歳出予算を編成する取り組みを行っています。今後も将来的な負担のあり方について調査・研究します。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

大阪府に対しても、市長会を通じて小児救急体制の整備と小児科医師の確保を要望しています。今後、大阪府・北河内各市・関係機関と連携を深め、救急医療体制の整備充実を図るべく研究・検討をしていきます。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービス事業は、守口・門真・四條畷の3市による「くすのき広域連合」で実施しています。広報・啓発については「くすのき広報」や各種パンフレットの発行、HPでの情報提供などを行っており、今後もより分かりやすい広報・啓発活動を行っていきます。また、本部と支所を苦情相談窓口として位置付け、第三者機関として中立公平な立場で苦情相談・処理等を行うため弁護士による「介護保険苦情専門相談」を実施しています。さらに「巡回相談」を実施して利用者の生の意見を聞き、より充実した介護保険サービスが提供できるよう努めています。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターについても、くすのき広域連合により、地域に開かれた施設となるよう民生委員・老人クラブなどの地域組織・ボランティア団体・NPOなどと連携・協力体制を強化し、地域ケアネットワークづくりを推進していきます。また、運営協議会においては被保険者代表も委員として参加しており、今後とも円滑かつ適正な運営を図っていきます。

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

生涯学習や生涯スポーツの振興を図るため、公民館等の社会教育施設を拠点に主体的な文化・生涯学習活動を営まれている文化的団体を広く周知し、仲間づくりが促進されるよう支援してまいります。また、生涯スポーツについては、競技スポーツやニュースポーツ団体の活性化が図られるよう育成に努め、広く市民に周知し、生涯スポーツ人口の増加と健康増進や体力向上に努めてまいります。

また、高齢化の急速な進行のなかで、いきいきと元気で活動的な高齢期を過ごすことが重要な課題となっています。そのためには介護予防事業の充実を図り、地域での健康教室や健康相談の開催、健康に関する情報提供の充実に努めます。また、NPOやボランティア活動の情報発信、レクリエーション・健康に関する出前講座などへの積極的な参加を呼びかけます。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度等の運営にあたっては、生活保護法に基づき適正に行ってまいります。また、被保護者の自立につながるシステム・支援体制については、就労支援カウンセラー及び就労支援相談員の活用により積極的な就労支援を行ってまいります。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

エイズに関する正しい知識と理解の普及を図るため、大阪府等と連携を図ります。また、「世界エイズデー」を中心とした「エイズ予防週間」にポスター等で広く啓発を図ってまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

本市では、地域での子育て支援の一環として、ファミリーサポートセンター事業をすでに実施

していますが、平成19年5月からは市民プラザにおいて「つどいの広場事業」を開始しました。ここでは、主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中かで交流を図るとともに、子育てについての情報提供の場にもなっており、地域の子育て支援としての役割をめざしています。

病後児保育については、今後とも設置にむけ努力していきたいと考えています。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

不安定雇用の増加等につながらないように、計画的に保育士の採用を行っていききたいと考えています。また、今後も保育技術向上等のための研修を行っていききたいと考えています。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

学童保育は、現在、市内全小学校において留守家庭児童会やふれあい活動・放課後児童クラブなどにより対応しています。今後、より適切な遊びと生活の場を確保し、異なった学年による児童の集団活動を推進するため、早期に放課後児童クラブに移行するよう取り組んでいます。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

全中学校校区に地域教育協議会を組織し、市が委託料を支出し学校教育の支援と地域間の交流事業を通じ、地域の教育力の向上が図られています。今後とも活動が拡充されるよう支援していきます。

放課後居場所づくりについては、現在市内2ヶ所で開設しています。今後とも拡充が図られるよう努めていきます。

小学校通学路の安全については、「子ども110番」の旗やステッカーを1,090ヶ所の家屋や店舗の協力により設置、登下校時には全校にキッズサポーター（ボランティア）を配置し、児童の安心安全の地域づくりに努めています。今後とも、青少年健全育成関係団体と連携を図り、安心安全の地域づくりの促進に努めます。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

進路選択支援については、学校教育課窓口には相談員を配置し、市のホームページや「広報かどま」で周知しています。

本市の財政状況は非常に厳しく、財政再建のため全庁的に取り組んでいます。そのなかで、市の奨学金や就学援助は検討項目となっており、見直しをすることになっています。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市においては、すでに「人権ケースワーカー制度」に則った人権相談に取り組んでいます。今後、救済システムの整備を含めその充実を図るとともに、差別解消にむけた啓発活動の一層の展開により、社会的マイノリティに対する人権侵害の根絶をめざしていきたいと考えています。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では、平成14年3月に「かどま男女共同参画プラン」を策定しており、これまで同プランにより、男女共同参画社会の実現にむけて取り組んできました。

審議会等への女性の登用に関しては、国の示している女性比率30%の達成にむけて努めていきたいと考えています。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男

女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市では、平成17年4月に「門真市男女共同参画推進条例」を施行しています。今後、同条例の一層の推進にむけて努めていきたいと考えています。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市では女性相談・人権相談としてセクシュアル・ハラスメント及びDVの相談窓口を設けていますが、今後、改正DV防止法の趣旨を鑑み、相談員の研修や関係機関との連携を一層強め、その充実に努めていきたいと考えています。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

「子ども・子育て応援プラン」の実現にむけて、関係機関と連携をとって進めていきたいと考えています。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の規定により、本市は温室効果ガス排出抑制にむけた対策計画書を大阪府へ提出し、府の掲げる目標を達成するために、平成19年度からの5ヶ年計画として「第2期門真市エコオフィス計画」を策定し、計画推進していきます。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策の推進を図るため、「門真市緑の基本計画」に基づき密集市街地で「ゆとり」と「うるおい」をもたらすための緑化と公園の整備など、公共空間の緑化をより一層推進するよう努めていきます。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「ストップ地球温暖化デー」の周知をきっかけに、家庭における温暖化防止対策として省エネルギー活動を実践してもらい、アイドリングストップ運動を含めたエコドライブの啓発を「広報かどま」に掲載し、広く市民の協力を得るため実施してまいります。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市における平成18年度のリサイクル率は13.9%です。資源循環型社会をめざし、分別の徹底やごみの排出の抑制などごみの減量化・再資源化を進めてきましたが、さらに積極的な取り組みが重要であると考えています。また、ごみの分別収集については、平成19年度より9種の分別を実施しています。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

廃棄物不適正処理の防止用啓発看板を設置するとともに、不法投棄の多発地帯に移動式監視カメラを設置するなど、今後とも不法投棄対策に積極的に取り組んでいきます。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

「広報かどま」を活用して生活排水による汚染防止対策のPRに努めていきます。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市においては、2007年に「門真市地域防災計画」の改訂版を作成し、防災対策の見直しを行っています。災害時の備蓄品については、食糧のみならず日用品等も備蓄し災害時に対応しています。防災訓練については、年1回地域防災総合訓練を行うとともに、小学校校区や自治会単位の地域活動としての防災訓練も推進しています。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設の耐震化については、早期に全校の完了をめざし計画的に推進していきたいと考えています。交付金については、補助対象事業ですので有効に活用しています。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

AEDは、市民プラザ（グラウンド・体育館・生涯学習センター）に設置しています。平成20年4月以降に、市立青少年運動広場・市立運動広場・市立体育館の全施設にAEDの設置を予定しています。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

休耕地の活用については、地域の実情に応じて対策を講じるよう関係機関に働きかけていきたいと考えています。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車を取り締まりは警察署に委ねる範疇ですが、道路管理者として取り締まりを要望してまいります。

公営駐車場の一部を貨物車両の専用駐車場及び荷捌施設の代用とすることに関しては、特定事業者に便宜を図ることになり公共性から判断すると難しいところですが、今後、研究に努めていきます。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

公共交通機関のバリアフリー化については、京阪電鉄の古川橋駅及び大和田駅・西三荘駅について「交通バリアフリー基本構想」を策定し、平成19年度から古川橋駅にエレベーター等の施設を設置し、バリアフリー化を図っています。また、平成20年度には大和田駅、21年度には西三荘駅のバリアフリー化整備工事を予定しています。

設備などの設置・整備に対する費用助成の拡充については、国の補助基準に沿って施設の設置・整備に対して補助を行っています。今後も継続できるよう努めていきます。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

市道上で歩行者・自転車とも通行可能な歩道は、自転車専用の幅員を確保できるほどの歩道はなく、自転車利用者のマナーの徹底を図るために啓発活動に努めているところです。信号等の必要な箇所につきましては門真警察署に要望してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

パークアンドライドへの取り組みについてですが、国土交通省が平成10年11月2日から11月30日まで、地下鉄門真南駅において第二京阪道路建設予定地の一部を利用して、モニター方式による社会実験として300台規模で実施されました。期間中の利用台数は1日約50台にとどまっており、周辺道路の交通量調査も「ほぼ変化なし」という結果となっています。本市域における駅勢圏は、京阪電車・地下鉄鶴見緑地線・JR学研都市線が東西に走るなど鉄道間の距離が比較的短く、パークアンドライドの機能が有効に発揮できない地域ではないかと考えています。

レンタサイクルについては、施設の確保等の検討も必要なことから、近隣市の状況を調査し実現性について研究していきます。